

令和6年4月26日
合計4枚

関係各位

東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル 4階
全国内水面漁業協同組合連合会
電話：03-6260-9595 FAX：03-5296-2030

全国一斉カワウ対策の取組みについて（お知らせ）

日頃より内水面漁業の振興にご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。
標記のことにつきまして、カワウによる食害を防止するため、全国の内水面漁業者が連携して、次のとおりカワウの全国一斉対策を実施しますので、お知らせします。
なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、活動予定は変更となる場合がありますのでご承知おき願います。

記

1 目的

近年、カワウの増加により、河川等でのアユやウナギ等の食害や糞による樹木の枯死等、カワウによる被害は深刻な状況となっています。

内水面漁業関係者は、これまでカワウの追払いや駆除等の取組みを行ってきましたが、カワウは広域に移動するため、全国の内水面漁連が連携して広域的かつ総合的な対策の一環として、全国一斉対策を次のとおり行います。

2 日程：令和6年4月27（土） 全国統一行動日

（地域により飛来時期が異なるため、前後1か月程度の期間を設けて広域的な対策をします。）

3 参加者：全国の内水面漁業協同組合及びその関係者 334組合 約6600人 （令和6年4月26日現在）

4 内容：河川や湖沼周辺の生息・飛来状況調査、魚の放流場所でのテグス張り等の防除、銃器による駆除、ドローンを使った営巣木への生分解性ビニルテープ張りやドライアイスによる繁殖抑制等を行います。

（参考）

（1）参加予定状況

全国都府県が参加予定（詳細は別紙1を参照してください。）

（2）カワウは、アユ、ウナギ、ウグイ等の魚を捕食する魚食性が著しい鳥で、採食量は500g/日とも言われています。日本中に分布し、1日に90km移動した例もあり、移動範囲の広い鳥です。平成19年には狩猟鳥獣の対象とされました（詳細は別紙2を参照してください）。

（3）ご不明な点等ございましたら、全内漁連（担当：三栖）か、お近くの内水面漁連へご連絡ください。（漁連連絡先 全内漁連 HP→お問い合わせ→会員名簿）

カワウの全国一斉対策の対応状況について

(様々な事情により、活動予定は変更となる場合があります。)

2024年4月26日

ブロック	県名		実施	参加 漁協数	参加人数	実施 箇所数	備 考
東北 北海道 6 賛1	青 森		○	5	18	11	
	岩 手		○	25	750	70	
	宮 城		○	4	未定	未定	
	秋 田		○	3	4	4	
	山 形		○	17	72	72	
	福 島		○	12	164	158	
	北海道	賛助会員					
中央 10	茨 城		○	5	58	54	
	栃 木		○	18	391	349	
	群 馬		○	11	94	81	
	埼 玉		○	2	67	30	
	千 葉		○	3	65	66	
	東 京		○	3	257	32	
	神奈川		○	5	34	9	
	新 潟		○	5	162	41	
	山 梨		○	3	980	76	
	長 野		○	10	396	102	
東海 4	岐 阜		○	3	32	32	
	静 岡		○	2	20	19	
	愛 知		○	1	4	2	
	三 重		○	15	717	341	
近畿北陸 8 准1 賛1	富 山		○	3	22	20	
	石 川		○	9	55	27	
	福 井		○	5	43	24	
	滋 賀 (河川漁連)		○	14	239	127	
	京 都		○	8	280	49	
	兵 庫		○	12	227	219	
	奈 良		○	5	12	15	
	和歌山		○	9	40	11	
	滋 賀(漁連)	准会員					
大阪(内水面)	賛助会員	○	5	37	21		
中国 5	鳥 取		○	1	30	11	
	島 根		○	7	211	118	
	岡 山		○	10	268	179	
	広 島		○	14	246	227	
	山 口		○	16	161	31	
四国九州 8	徳 島		○	1	12	4	
	愛 媛		○	2	23	10	
	高 知		○	5	19	30	
	福 岡		○	3	39	34	
	熊 本		○	3	41	50	
	大 分		○	1	10	10	
	おおいた河川		○	6	227	191	
	宮 崎		○	38	76	76	
鹿児島		○	5	27	14		

41都道府県 団体 43 334 6630 3047

(別紙2)
令和6年4月

全国内水面漁業協同組合連合会
<https://www.naisuimen.or.jp>

カワウ被害状況について

1 全国の漁業に被害を及ぼすカワウの個体数及び被害金額（推定）

内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数及び被害金額を推定したところ、平成26年は30千羽で56億円、平成27年は29千羽で55億円、平成28年は36千羽で68億円、平成29年は28千羽で53億円、平成30年は32千羽で61億円、令和元年は34千羽で64億円、令和2年は47千羽で88億円、令和3年は50千羽で94億円、令和4年は42千羽で79億円と推定されています。

2 被害額の算定

実際には天然魚や養殖魚の区別等、様々な魚種が食べられているので、単価を定めることは難しく、各県ごとの被害額を積み上げて計算する方法が望ましく、現在各県でも被害額について協議がなされているところです。

また、カワウの被害が多発して漁獲量が減ると、風評被害も重なって釣り人も減少することから、遊漁料収入及びそれに伴う地域観光収入の減や、漁業者が行っている被害対策費用の捻出にも影響し、被害額が単純な計算では積算されないのが現状となっています。

3 対策経費について

平成26年6月に、「内水面漁業の振興に関する法律」が成立し、国の基本方針の中で、「被害を与えるカワウの個体数を、令和5年（平成35年）度までに半減させる目標の早期達成を図る。」と記載されました。

平成27年度から新たに、調査と駆除・繁殖抑制の活動に対して定額補助（令和6年度予算額約1億4千万円）の仕組みができました。これにより取組む県が増え、負担軽減に繋がっています。

4 その他

(1) カワウは、古くから日本に生息していた鳥であり、一時全国で約3,000羽まで減少したことから、保護されて数が増え、漁業被害を及ぼすようになったことから、適切な羽数管理が求められるところです。

環境省では、東北、関東、中部近畿、中国・四国地域でカワウ広域協議会を発足させて対策を行っているほか、九州地域では勉強会を開催しており、広域協議会の発足も視野に入れ、対策に取り組んでいます。

当会としては、全国のカワウ生息数について早急に正確な数字を把握し、広域的な羽数管

理を推進していくことが必要と考えます。

(2) カワウの魚食被害については、漁業者だけが被害者のように考えられがちですが、増え過ぎたカワウによって川に魚がいなくなるということは、国民にとっても大きな損失であると考えます。

また、漁業者がこの被害の原因となっているわけではなく、川の改修等によって魚の棲みかや隠れ処がなくなり、魚がカワウから逃げられないような河川環境となってしまったことが大きな要因と言えます。

こういった視点から考えても、国が主導して適切な対応を推進していただくことを願っています。

(3) 平成 28 年度から新たな取組みとして、ドローンを活用したカワウ対策を実施しています。現在全国で 25 県の内水面漁連が導入し、傘下の漁協で利用されています。

活用方法としては、これまで人が直接見に行くことが困難であった場所での生息状況調査や、繁殖抑制策として“生分解性のビニールテープ”を繁殖地の樹木にかけて追払う技術や、卵にドライアイスをかけて孵化抑制する技術を活かして、人的労力の軽減に繋げる活動が期待されています。

全内漁連では「カワウ対策に係るドローン研修会」を実施し、安全管理にも配慮して活動を推進しています。

また、水産庁では冊子「Let's ドローンでカワウ対策 vol.1 vol.2 vol.3」および「カワウ対策DX」がホームページ（内水面に関する情報）内に掲載されています。